

陳情第 8 号

2022(令和4)年2月15日

国立市議会議長 青木 健 様

国立市まちづくり条例(2016(平成28)年10月1日施行)の施行後5年が経過したことにより、条例改正のために必要な検証と条例改正に取り組むことを、市(行政)のみならず議会も主体的にはじめることを求める陳情

【陳情の趣旨】

はじめに

いったん法律・規制が決められると経済社会の変化にかかわらず法律・規制が一人歩きして永続化してしまうという批判があり、このような弊害を防止するために、一定期間経過後に当該法律・規制の見直しを行う旨の条項を、法律・規制に設ける場合があります。そのような条項を「見直し条項」といいます。

国立市まちづくり条例(2016(平成28)年10月1日施行)の施行後5年が経過しました。条例にもとづくまちづくり審議会は、2016(平成28)年11月21日に第1回が開催され、2021(令和3)年12月までに、合計22回、調整会3回(他にオンブズマンから条例違反の疑いが指摘された非公式協議2回)が開催されました。

ところで、この条例には「見直し条項」がありません。私は、条例施行後の過去5年の経験から、まちづくり条例の見直しをはじめる必要があると思っています。

私の条例見直しの理由と見直し方法とは異なりますが、国立市も、まちづくり審議会福井会長も、まちづくり審議会も、条例見直しを考えています。

1、市とまちづくり審議会による国立市まちづくり条例見直し

(1) 2021(令和3)年度の経験から見直しへ

国立市まちづくり審議会は、「(仮称)国立富士見台団地建替え事業」の審議のため、第13回(2020年4月22日)から第18回(2021年3月30日)まで、6回の審議会と2回の非公式協議を行いました。

審議会と事務局は、この経験を通じて、まちづくり条例のしくみを改正する必要性を認識しました。この件に関わる、国立市まちづくり審議会答申「大規模開発構想、建築物の高さの特例基準の適用、景観構想について(答申)」(令和3年5月10日、国まち審発第27号)の一節を紹介します。

1. はじめに

本計画について、市長からは、①大規模開発構想について、②建築物の高さの特例基準の適用について、③景観構想についての3点について質問を受けていた。まちづくり審議会では、書面開催も含めると約1年間、計6回に渡り慎重に審議を行ってきた。／（略）なお、民間の開発事業であることを踏まえると、重要な案件であるとはいえ、このように時間がかかる進め方でよいかどうかは今後検討の余地があると考える。

（略）

5. 最後に

今回、結論にいたるまでに時間がかかった要因の一つとして、多数の委員を集めて議論を行っていくまちづくり審議会の特徴が挙げられる。大規模や景観について意見を伺うだけならこのような形でもよいのかもしれないが、高さの特例適用のような踏み込んだ判断する場（ママー引用者）としては小回りが効きにくく難しいところがある。そのため、他の公共団体で採用されているワーキングや小委員会等を参考とし、本市の実状に即した制度改善を市として検討することを要請する。

審議会答申は、結論までに「時間がかかった要因の一つ」として、「多数の委員を集めて議論を行っていくまちづくり審議会の特徴」をあげ、他の自治体を例に、より小規模なWG（ワーキング・グループ）や小委員会方式を参考に制度改善の検討を要請しています。これは、審議会審議の中で、福井会長がのべておられたご意見そのままです。答申の主題とは異なりますが、答申は、制度の改善、つまりまちづくり条例の見直しと改正を求めたのです。

私は、この福井会長（答申）の語る「時間がかかった要因」について、見解を異（こと）にしますが、まちづくり条例のしくみ改正を必要と認める結論部分については、賛成します。

この答申を契機として事務局と審議会は、条例の制度改正に向けた検討をはじめました。第19回審議会（2021（令和3）年6月23日）の議題1は、「まちづくり審議会の運営等について」でした。

議題1に関わり、審議会で提出された「資料1」の1頁は、こう書かれています。（「資料1」を情報開示請求して市から頂いたのですが（開示決定2022年2月2日）、市は「当日配付資料1」は私から請求されなかったという理屈で、私に開示しませんでした。2月10日、私はそれを知りました。）

議題1 国立市まちづくり審議会の運営等について

1. まちづくり審議会の運営について

① まちづくり審議会の位置づけ

② まちづくり審議会の役割

2. まちづくり審議会の課題について

①利害関係に関する取り扱い

②大規模開発事業に関すること

1は、第1回まちづくり審議会の中で確認しているものの、それから5年近くたったこと、そして、半数以上の委員が入替えになったことから、改めて確認したいという趣旨です。

2は、①と②の2つが書かれていますが、第19回審議会と第20回審議会（2021（令和3）年9月27日）の会議録を見ますと次の3点が課題となっています（第22回審議会の会議録は現時点（2022年2月9日）で未公開）。

（a）利害関係者の取扱い

（b）大規模開発事業の審議の進め方

（c）大規模開発事業の資料

（2）事務局と審議会による制度見直しの問題点

制度の改善や改正にあたり、大切なことは、検証によって正しく現行制度の問題点を明らかにすることです。発熱があるという事実のみから、これは新型コロナウイルス感染症と判定する医師はいません。ふつうのカゼなのか、インフルエンザなのか、他の何かの疾患なのか、あらゆる可能性を総合的に検討し、PCR検査などの結果もふまえて医師は判断するでしょう。つまり、発熱という現象を生じさせた原因（現行制度の問題点）の解明こそ、治療（制度改革）のはじまりとなるのです。原因（現行制度の問題点）の解明をおそらくにしたら、治療（制度改革）は失敗します。

2の3点のうち、（a）利害関係者の取扱い、と（b）大規模開発事業の審議の進め方について、問題点を紹介します。

（a）利害関係者の取扱い

第19回審議会で、事務局は次のように説明しています。

最初に、利害関係者の取扱いについて御説明します。

当日配付資料の1枚目を御覧ください。利害関係につきましては、まちづくり条例や規則の中で特に定められたものはございません。しかしながら、委員の中に、審議案件に利害関係を有する者が含まれていた場合、第三者

機関としての中立性を欠き、市民の疑惑や不信を招くおそれがあります。そのため、利害関係者につきましては、その案件に限って出席を御遠慮いただくのがよろしいのではないかと考えます。利害関係者の範囲なんですかけれども、自己または2親等以内の親族が該当するということはどうかなというふうに考えております。／今回、事務局のほうで案として、利害関係者とその取扱いについて資料のように整理させていただきましたので、御確認をいただきたいと考えております。実際の運用としては、利害関係者に当たると思われた場合には、速やかに事務局まで御相談をいただければと考えております。（会議録、4頁）

その後の意見交換をふまえ、福井会長は次のように発言しています。

福井会長 ほかの自治体の事例でいうと、基本的には委員の方が自発的に判断をされて、申出をされて、それを事務局でどういうふうに考えるかということで、多分運用されていると思いますので、本当にきちっとルールをつくって、ここも線引きするのはなかなか難しいとは思いますけども、しばらくの間はそういった自発的なお申出と、それに対する事務局の判断ということで進めさせていただくのがいいんじゃないかなと思っております。これは会長としての個人的な意見です。（会議録、7頁）

なぜ「利害関係者の取扱い」が、制度改正の柱の1つになったのでしょうか。事務局は、「市民の疑惑や不信を招く恐れ」があるけれども、条例や規則に定めがないので対応を考えたと言います。まるで、自発的に思いついたかのような発言内容になっています。

しかし事実はこうです。

2020（令和2）年の「(仮称)国立富士見台団地建替え事業」に関する審議会の運営において、一部委員（福井会長とK委員）の「利益相反」疑惑について、市民から指摘がありました。

市民団体と懇談した永見市長は（2020年8月2日）、福井会長については直ちに利益相反といえないだろうという認識を示し、K委員については利益相反をはっきりとお認めになりました。市長は、K委員が審議会の意思決定段階で「議事に参加できない。はづれるというのがルールだろう」と発言されました。

この市長との懇談会の結果を確認する、市民団体と市職員の懇談会が市役所3F第4会

議室で開かれました（8月28日16時～17時30分）。そのときの、町田課長の発言は以下です。

町田・都市整備部都市計画課課長

（略）まちづくり条例のなかには、そういうこと（利益相反の委員に関する定め一引用者）がないんですね。ですから、極端な話しですけれども、いても条例違反にはならないけれども、ただ市長もああ申しましたように、利害関係が分かった時点で、みなさまから疑念をいただくのであれば、分かった時点で参加を控えていただく、これ市長命令でございますので、それで早々に9月2日の回から辞退していただいております。

第14回審議会で、当該委員は欠席しました。でも欠席理由について、事務局も会長も審議会でふれませんでした。そのため、利益相反の問題が生じていたことを会長以外の委員は知らなかったのです。

この問題は、2021年3月1日開催の令和3年第1回定例会（第3日）で小川議員が取り上げています。それについて、市の江村参事と小川議員の質疑は以下です。

○都市整備部参事【江村英利君】

（2）利益相反の委員を出したまちづくり審議会の在り方についての御質問でございます。／（略）今回の案件におきまして、審議会委員のうち1名の方が当該団地の区分所有者であるという情報を得たことから、本人に確認したところ、事実であることが判明いたしました。条例の中では、議事の参与について特段の決めはございませんでしたので、会長の判断によりまして、本議案について参加を御遠慮いたぐことにいたしました。／

（略）このことが判明いたしましたので、その後の審議会については、当該委員は出席しておりません。また、当該委員の任期が9月30日までございましたので、現在は委員ではございません。

○【小川宏美君】

（略）ここで指摘しておきたいのは、御遠慮いただいたというのは、答弁上は通りがいいんですけども、利害関係が判明したので、市長が委嘱した、任命した委員を、そこでは解任したと言うべき（略）。欠席じゃない

ですよね。解任したんです。9月2日の審議会です。

(略)開発に関わるまちづくり審議会において、利益相反があるか、利害関係者なのかということは常に非常に神経をとがらせるべき案件だと思いますし、この件も実は住民の方から言われて気づいたんですよね。初回には当該者も参加しています。だから言われなかつたら分からぬというか、その方もきちんとした仕事をそれまでもまちづくり審議会でていらした方なので、あまりそういう言い方はしたくないんですが、ただ、私は市のスタンスを問うているのです。欠席とかじゃないんですよね。ここは明らかに任命した人が解任したと。だから、会長がここを判断したのではなくて、市長の命令があったということですね。その理解でよろしいですね。

○都市整備部参事【江村英利君】

現在、まちづくり条例の規則のほうに審議会の運営に関する必要な事項は、会長が定めるというふうにございます。このことを基準に会長と相談した結果、まちづくり審議会においては、開発事業のほかに、まちづくり基本計画とか様々なことを議論していただいております。あくまでも富士見台団地の建て替えについての審議についてのみ審議から外れていただくという形を取っております。(略)

○【小川宏美君】

(略)(利害関係のある場合は)自己申告してくださいといふことをあらかじめ伝えるなど、あるいはまちづくり条例の中にこの項目を入れるとかしないと、分からぬ状況が続くと思います。これは、審議会の運営規則は会長がやることではなくて、委員の任命は市長なんです。団地の建て替えを考える会の皆さんのが8月2日に市長と懇談し、そして、(略)8月28日に市役所の3階で懇談会を持っているときでも、ここは市長命令でしたという議事録が残っています。議事録といいますか、皆さんのが取られたメモですけれども、それも見せていただきました(略)。会の運営の在り方じゃなくて、委員の任命の件です。ですから、これは市長が自らおっしゃっているんですから(略)、市長の命令でこの件はちゃ

んと利益相反の問題を片づけたということだと思いますので、最初の御答弁は間違っていると思います。いかがでしょうか。

○都市整備部参事【江村英利君】

確かに議員さんがおっしゃったように、市長のほうから市民の方との会合の中でそういう発言が出ております。ただ、議会であれば、そういう取決めがございますけれども、まちづくり審議会のほうは、正直言ってこれまでその取決めがなかったものですから、あくまで条例の規則によりますと、会長が定めるというふうに現在なっているところです。この件については、今後、何らかの改正の中できちんと整理していきたいと思っておりますし、そういう意味で、市長のほうは市としての立場を表明されたという理解をしていただければというふうに思います。今後、何らかの形で事務の整理をしていきたいと考えております。

○【小川宏美君】

そうしてください。これはきちんとしておいたほうがいいと思います。

定例会で小川議員は、利益相反の委員が、公式な記録上単なる欠席扱いになっている問題を指摘し、市側の総括の不十分さとともに当該問題への制度的対応を求めてています。

市（江村都市整備部参事）は、小川議員の冒頭の指摘、委員を単なる欠席扱いにした不当性の問題を認めませんでした。また、市民の情報をもとに利益相反の委員欠席は市長判断だったはずと小川議員が指摘したことについて、あくまで審議会会长判断だとして小川議員の指摘を否定したのです。

それでも市（江村都市整備部参事）は、「何らかの形で事務の整理をしていきたい」とまとめ、制度上、問題があることを認めました。

制度の見直しにあたり、議会（小川議員）と市の認識のちがいは改めて問題になります。問題を検証するためには、事実経緯はどのようなものだったのか、正確な確認が必要になるでしょう。

第19回審議会では、以上の経緯がまったく紹介されることなく、委員の利益相反問題の議論がはじめられました。事務局側は経緯を知っているのですが、会長を除く審議会委員のみなさんは、おそらく経緯について何も知らされていないでしょう。その状態で審議がすすめられるのです。これでは、正しい制度改革が期待できないと思います。

(b) 大規模開発事業の審議の進め方の問題

これは、国立市まちづくり審議会答申「大規模開発構想、建築物の高さの特例基準の適用、景観構想について(答申)」（令和3年5月10日、国まち審発第27号）の結論でふれていた、「公共団体で採用されているワーキングや小委員会等を参考とし、本市の実状に即した制度改善を市として検討」するという問題です。第19回審議会で、事務局はこう説明しています。

事務局 (略) 前回の審議会の最後に会長が述べております
たけれども、高さの特例適用が伴うような案件の場合、
どうしても審議会のほうが長期にわたるということで、
分科会や小委員会の検討についても言及がございました。
市としては、必要に応じて制度改革を行うという
ような検討も必要であるというふうには考えております。
ただ、じゃ、直ちに制度改革をしましょうとかとい
うことではなくて、やっぱり皆様により審議をしや
すい環境を整えるということは事務局の役割だと考
えておりますので、このことも含めて、委員の皆様に広
く意見を賜りたいと考えております。（会議録、5頁）

第19回審議会では、委員から懸念を含めいろいろな意見が出されています。そのうち、制度改善のあり方について、中森委員から「その規定は条例の改正という形で入れるんですか。」（会議録、12頁）という質問がありました。事務局は、こう答えました。

事務局 いろいろ調べた中では規則の改正、うちの国立市
のまちづくり条例の立てつけていくと、規則の改正
で対応できるんじゃないかと、今のところ想定して
おります。

現在のところ市は、条例改正（議会制定）ではなく施行規則（市長命令）の改正で済ま
そうと考えています。

果たしてそれでよいでしょうか。

分科会や小委員会による検討とは、第17回審議会において結審をもとめる事業者の求
めに応じて、福井審議会会長が認め、開催された非公式協議（2回開催。2021年2月
19日と3月8日）を契機として問題になったことです。

「非公式協議」の構成メンバーは、福井会長と会長が指名した4委員（計5名）、そ
して事務局、事業者です。審議会委員は13名ですから、非公式協議に参加しない（できな
い）委員8名が、審議から排除されました。

私（高津）は、非公式協議開催は、①まちづくり条例違反、②まちづくり審議会合意違

反（第1回審議会合意。2016（平成28）年11月21日）、③国立市情報公開条例違反、であるとして、オンブズマンへ苦情申立しました（2021年3月25日）。

オンブズマンは、「国立市総合オンブズマン苦情等調査結果通知書」（国才収第2号、令和3年6月28日）において、

①会長に裁量権があるとしても開催経過に疑問が残るものと言わざるを得ない

②第1回まちづくり審議会合意違反の疑いがあること

合意事項：事業者を審議会に招く、出席させるという仕組みはあるが、

審議会が直接事業者の方と文書的なものも含めて絡むとい
うことではない

③国立市情報公開条例第21条の会議公開の趣旨から不適切であること

以上3点について認定しました。

つまりこの問題は、オンブズマンからまちづくり条例のみならず国立市情報公開条例違反の疑惑を指摘された、慎重に検討しなければいけない事項なのです。

まちづくり審議会で、事務局はその事実を知っていますが、審議会でオンブズマンの指摘についていっさい紹介していません。

事務局は、まちづくり条例改正ではなくまちづくり条例施行規則改正で対応しようとい
うのです。

これでよいのでしょうか。

やはり、議会が主体的に条例の検証を行い、条例改正手続きで対応していくことが必要
だと、私は思います。

2、まちづくり審議会福井会長の発言

2021（令和3）年10月29日、調整会が開催されました。「調整会報告」（令和3年12月1日、国まち審収第31-6号）に付属する「別紙1」の議事録は要旨であるため、残念ながら、福井会長の重要な発言（私見）が記述されていません。

じつは福井会長は、調整会の最後に異例の発言、私見をのべています。調整会の録音は傍聴者に許可されていませんから、私は傍聴者のメモをもとに会長発言概要を紹介します（なお市は調整会で録音していますから、私が紹介する発言概要が正確かどうかは事務局（都市計画課）に確認して下さい）。

福井 国立市はたいへんすばらしい景観を保って、これを好んで選
んで住んでいらっしゃる方が非常に多いと思うんです。都市計
画の観点からみると、これが全然守れない。150%の容積が
認められる、あるいは、高さ制限もずいぶん高いと思って暮ら
している方が本当に少ない。今ある環境が、これが守られ続け
るのが当然だ、と思っていらっしゃるのに対して、実際にある
都市計画が非常にゆるいと言いますか、それが非常に差がある

なと思っております。かなり齟齬が出ておりまして、こんなモノができるのか、というようなことを思われるケースが多く出てきている。ですからこれをやるには、我々としては法の下で、基本的には認めざるを得ない、よほどのことがない限り。そこは仕組み全体として、今の都市計画でいいのかとか、こういう制限でいいのかということを議論していただかないと、このままだと、どんどん、めいっぱい建てて、床を増やしていく、というまちになってしまふ。これについては、市民の方々で議論をしていただきたい。そうでないと国立は守れない。私見を申しました。調整会は以上です。

これまでまちづくり審議会福井会長は、幅広い市民の声を聞こうとせず、開発事業者よりの姿勢で審議会を運営してきたと、私は批判的に思っていました。その福井会長が、

- (1) まちづくり条例のしくみが、景観を大切に考える国立市民が考える以上にゆるい規制になっていること
- (2) この条例のままだと国立市民が誇りとする景観や環境の破壊がすすみ国立を守れないということ
- (3) 国立市民がいまのままでよいのかと議論をはじめてほしいこと

以上を、私見と断りながらも語ったのです。

つまり、現行の国立市まちづくり条例では、国立市民の愛する国立市の景観は守れないと福井会長は警鐘を鳴らしてくれたのです。

2016（平成28）年10月1日施行のまちづくり条例のもと、そのはじめから審議会会长として職務を果たしてこられた福井恒明法政大学教授のこのご意見を、私たち国立市民はしっかりと受けとめなくてはいけないと考えました。

条例施行規則改正などという小手先の改正ではなく、国立市まちづくり条例そのものの改正に取り組むべき時期にいると、私は思いました。

【陳情事項】

1、国立市まちづくり条例（2016（平成28）年10月1日施行）の施行後5年が経過したことに鑑み、条例改正のために必要な検証と条例改正に取り組むことを、市（行政）のみならず議会も主体的にはじめることを求めます。

以上